

あふれあい vol. 135

社協は社会福祉協議会の略称です。



西吉野の柿と柿博物館

- 令和2年度 高齢者調査
- 地域のつながりを絶やさないために
- 社協会費について(報告)
- 会長あいさつ
- このマークご存知ですか?

この広報紙は赤い羽根共同募金助成金・福祉基金・善意の募金配分金の一部を使用して作成しています。

令和2年度 高齢者調査

高齢者調査ってなに？

高齢者調査は、市内の65歳以上のひとり暮らし、ねたきり、認知症、高齢者のみで構成されている世帯の方を対象に毎年10月に社会福祉協議会が民生児童委員にご協力をいただき実施しています。地域の高齢者の実数を調査し、高齢者施策の基本資料とすることを目的としています。

昨年度と比較すると、今年度は高齢者のひとり暮らし世帯が増加し、ふたり暮らし以上の世帯は横ばいでした。また、地区によって高齢化率に大きな差がある状況が続いています。



高齢化率について考えよう！



高齢化率とは、65歳以上の高齢者が人口に対してどれだけの割合を占めているかという数字で21%を超えると超高齢社会といわれています。

全 国 28.4% (令和元年10月現在)
 奈良県 31.2% (//)
 五條市 36.4% (//)
 37.3% (令和2年10月現在)

健康寿命を延ばしましょう！

近年、「健康寿命」という言葉が聞かれるようになりました。健康寿命とは、介護や人の助けを借りずに起床、衣類の着脱、食事、入浴など普段の生活の動作がひとりででき、健康的な日常が送れる期間のことをいいます。健康寿命を延ばすためには、「生活習慣の改善」と「運動」、そして「食事」の3つが非常に重要です。



このようなことに活用します

- ・ 民生児童委員活動
- ・ 警察の防犯活動
- ・ 救急キット配布
- ・ ひとり暮らし老人等見守り支援事業 等

あなたの住んでいる地区では、どのような結果になりましたか？
 地域には高齢者だけでお住まいの方が増えており、そのような方が安心して暮らせるまちづくりが求められています。
 そのためには、一人ひとりがその現状に気づき、日頃から地域で見守り・支えあうことが大切です。

高齢者調査集計(令和2年10月1日現在)

地区名	高齢化率 (%)	高齢者のみの世帯				ねたきり (人)	
		ひとり暮らし (世帯)		ふたり暮らし以上 (世帯)		2年度	前年度比
		2年度	前年度比	2年度	前年度比		
本町	52.7	77	0	69	2	1	0
中央	49.3	37	▲1	20	4	0	0
五條東	34.7	56	0	17	4	0	▲1
須恵岡口	52.9	105	6	82	▲13	2	0
新町	43.1	53	3	27	5	3	2
二見	38.9	168	6	113	▲1	1	▲1
野原	40.0	156	19	114	▲4	11	▲2
宇智	37.5	178	14	215	9	4	▲3
牧野	32.7	73	6	91	4	4	0
田園	23.7	70	3	116	▲3	0	▲1
阪合部	43.4	86	▲4	98	▲1	7	0
北宇智	32.1	114	6	127	1	4	4
南宇智	42.2	49	2	69	▲2	3	▲2
南阿太	40.8	10	▲1	20	3	1	0
大阿太	43.4	26	2	34	1	3	▲1
西吉野	48.7	195	4	156	3	2	0
大塔	62.9	51	3	23	▲3	1	0
合計	37.3	1,504	68	1,391	9	47	▲5

地域のつながりを絶やさないために

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントや会合を中止する等、さまざまな対策が行われてきました。人が集い、ふれあい、顔を合わせて交流する活動が制限される日々が続くことで、精神的なつらさを感じている人も少なくありません。

“新しい生活様式”（人との距離を空ける、マスク着用、手洗い等）を取り入れ、徐々に再開されている地域福祉活動の一部をご紹介します。

●ふれあいきいきサロン

ふれあいきいきサロンとは、近所で気軽に集える場をつくることを通じて地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を目的とした活動です。

感染予防に努めながら、再開するサロンが徐々に増えてきました。五條市社協に登録しているサロンは31あり、半数以上が再開しています。

「やっとみんなに会えました」「久々に体操したら筋肉痛になりました。やっぱり体は動かさなあかんね」と笑顔でお話しされていました。



うちの会（宇智地区）



寿々会（中央地区）



サロンでのさまざまな工夫

- ・マスク着用（運動時は外すことあり）
- ・手指消毒、机やイス等の消毒
- ・窓を開けて換気
- ・衛生面を考慮して、飲み物は缶やペットボトルを準備
- ・人との距離を空け、近い距離でのレクリエーションは他のものに変更 等

●ひとり暮らし老人等見守り支援事業

社協が行う月に1度の配食サービス。地元のボランティアの方々が準備したお弁当を、ひとり暮らし等の高齢者に見守りを兼ねて民生児童委員等が届けています。

ボランティアの方々による調理は自粛している地区が多いですが、市内7地区で配食を再開しています。（令和2年11月時点）



今後も新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、活動内容の検討が必要とされます。周囲の人と話し合いながら、できることから始めましょう。

活動を自粛している期間や、欠席が続いている方がいる場合は電話やメール等で状況を確認する等して、つながりを保つことができるよう工夫しましょう。



令和2年度 社協会費へのご協力ありがとうございました

(令和2年11月15日現在)

会 費 (年額/□)	会員数・□ 数		金 額
個人会員 (500円)	8,588 □		4,294,000円
賛助会員 (5,000円)	33団体	48 □	240,000円
構成団体会員 (5,000円)	6団体	33 □	165,000円
合 計			4,699,000円

会費のつかいみち

■地域福祉活動のために

- ・ 地区社会福祉協議会活動へ助成
 - ・ 地区敬老会
 - ・ 世代間交流行事
 - ・ 福祉研修会
 - ・ ふれあいいきいきサロン
 - ・ 小地域ネットワーク活動（支えあい活動）など
- ・ 声の広報、ふれあい文通など

■ボランティア活動のために

- ・ ボランティアの育成、活動支援、活動保険加入
- ・ 各種ボランティア研修会の開催など



社協会費とは、住民参加による「福祉のまちづくり」を推進していくため、住民のみなさま、団体・企業のみなさまに社協活動にご賛同いただける会員を募集し、会費のご協力をお願いしています。

※自治会加入世帯につきましては、毎年自治会を通じて個人会員にご加入をいただいています。

◆賛助会員◆

広陵化学工業(株) (福)三寿福祉会

◆構成団体会員◆

五條市老人クラブ連合会

(敬称略、令和2年8月18日以降加入分)

五條のまちを良くするしくみ

赤い羽根共同募金で 広がる地域のささえあい

10月1日から3月31日まで全国で一斉に実施されている赤い羽根共同募金。集められた募金は、市内での福祉活動等に使われています。

皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



ご寄付いただきありがとうございました

(敬称略) 令和2年8月16日～令和2年11月15日 (単位：円)

	金額・物品	氏 名	住 所	摘 要
善 意 銀 行	金額非公表	(株)五伸 代表取締役 巽 俊憲	野原東5-3-25	子供達のために
		24,500	西金寺	火打町449
	2,793,372	五條市自治連合会		令和2年度「善意の募金」任意預託募金

※金額・物品 受領日順

善意銀行…皆さんの善意を災害見舞金など市民の福祉向上に役立てます。

令和2年度善意の募金へのご協力 ありがとうございました

募金額 2,793,372円

本年度も、五條市自治連合会のご協力のもと、住民の皆さまのご賛同を得、たくさんの募金をありがとうございました。

集められた募金は、善意銀行を通じて配分し、地区敬老会・世代間交流・見守り活動・福祉教育・福祉啓発・ボランティア活動など、地域福祉活動のために使われます。

自治連合会	金額	自治連合会	金額
本町	115,650円	北宇智	331,000円
中央	68,218円	南宇智	208,000円
五條東	20,900円	南阿太	69,500円
須恵岡口	113,465円	大阿太	93,000円
新町	42,500円	白銀北	20,000円
二見	333,720円	白銀南	20,000円
野原	302,300円	賀名生	59,747円
宇智	280,501円	宗桧上	8,000円
牧野	155,200円	宗桧中	20,900円
田園	189,200円	宗桧下	23,700円
あづみ台	76,000円	大塔	13,400円
阪合部	228,471円		

ふれあい相談

住民の皆様の困りごと相談をお受けしています。

個人情報厳守しますので、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。各分野の相談員がお話を聞き、その場で解決できない場合は、関係機関へおつなぎします。

【面接相談】 福祉センター(新町3丁目3-2)

実施日	相談員
月～金曜日 9時～17時	相談コーディネーター
火曜日 13時～16時	家事・民事相談員 ※要予約
第1・3水曜日 13時～16時	行政相談委員
木曜日 13時～16時	人権擁護委員

【電話相談】 ☎24-2200 (五條本所)
☎33-0294 (西吉野・大塔支所)

■受付日時 9:00～17:00 (月～金)

【相談例】

- 相続のことで家族に迷惑をかけたくない
⇒ 遺言書の作成のため公証役場を紹介した結果、公証人の中立ちのもと遺言書を作成することができました。
- なかなか感応式信号機が青に変わらない
⇒ 行政相談員から相談を受けた奈良行政監視行政相談センターが警察に連絡。警察がセンサーの汚れを除去。信号機が正常に作動するようになりました。



会長あいさつ



師走の月を迎え、今年も残すところ1か月となりました。皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、住民の皆様には本会の運営並びに地域福祉の推進にご理解とご協力をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本年は新型コロナウイルスが、全国的に蔓延し、皆様の健康や日常生活に多大な影響を与えた一年でした。罹患された方々をはじめ、ご家族や医療従事者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

新年も職員一同、地域福祉の推進に邁進してまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。最後になりましたが、新しい年が皆様方に幸多き年となりますようにお祈り申し上げます。

五條市社会福祉協議会 会長 北山 茂文

このマークご存知ですか？

※内閣府 HP 参照

■障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。

※車いす利用者限定したものではなく、「すべての障害者を対象」としたものです。

■ほじょ犬マーク



補助犬の同伴受け入れを社会に広めるためのマークです。身体障害者補助犬法には、盲導犬、介助犬、聴導犬が「補助犬」として定められており、公共施設、交通機関、不特定多数の方が利用するデパートやホテル等で同伴の受け入れが義務付けられています。

■聴覚障害者マーク



聴覚障害であることを理由に運転免許に条件がついている人が車に表示させるマークです。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割込みをした場合は、道路交通法違反になります。

■身体障害者マーク



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついている人が車に表示させるマークです。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割込みをした場合は、道路交通法違反になります。

■耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。このマークを提示された場合は、筆談等コミュニケーションの方法などへの配慮をお願いします。

■ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方等、外見では分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

これらは障害者に関するマークの一例です。障害には、聴覚障害や身体内部の障害など、外見からはわからないものもあり、障害のある人が誤解や不利益を受けたり、我慢を強いられたりすることもあります。互いを尊重できるよう、理解を深め、協力し合いましょう。

